

告 示

埼玉県告示第五号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

埼玉県蓮田市大字高虫地内

四 作業期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年三月二十二日まで